

現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務要領」（以下「業務要領」という。）に基づき一般社団法人 日本住宅性能評価機構（以下「日本住宅性能評価機構」という。）が実施する、すまい給付金制度において住宅ローンを利用せずに新築住宅を取得する場合の給付措置に係る、現金取得者向け新築対象住宅の適合審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務要領第16条に規定する審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第3条 申請者は、審査料金を「現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務約款」（以下「業務約款」という。）第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(審査手数料の増額又は減額)

第4条 日本住宅性能評価機構は、適合審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

(附則) この規程は平成29年2月20日より施行する。

別表 1

「現金取得者向け新築対象住宅の適合審査料金」

【一戸建ての住宅】

適用する基準		一般申請	評価書等を活用した申請（注1）
省エネルギー性	断熱等性能等級	32,000円	5,000円
	一次エネルギー消費量等級	40,000円	
耐久性及び可変性		30,000円	
耐震性	耐震	40,000円	
	免震	別途見積	
バリアフリー性		30,000円	

※価格は全て税込金額

※長屋等で対象戸数が2住戸の場合は、2戸分の料金

※併用住宅等は共同住宅の基準を適用しますが、申請料金は戸建てを適用

【共同住宅等】

適用する基準		一般申請	評価書等を活用した申請（注1）
省エネルギー性	断熱等性能等級	40,000円/戸	5,000円/戸
	一次エネルギー消費量等級	50,000円/戸	
耐久性及び可変性		40,000円/戸	
耐震性	耐震	別途見積	
	免震	別途見積	
バリアフリー性		50,000円/戸	

※価格は全て税込み金額

※木造共同住宅の申請料金は一戸建ての料金に準じる

※1申請につき2枚迄の証明書発行は上記料金に含む

※3枚目以上の発行を希望される場合の料金は、1住戸につき2,000円/枚

※計画の変更に係る適合審査料金は上記料金の半額

※証明書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1住戸につき5,000円

注1 「評価書等を活用した申請」とは、以下のいずれかの証明書により基準の適合が証明できる場合の審査料金です。（ただし、別途日本住宅性能評価機構に依頼がされ、かつ各項目の基準を満足している場合に限る）

活用できる評価書等	断熱等 性能	一次 エネ	耐久 可変	耐震性	バリア フリー
性能評価書（設計・建設）	○	○	○	○	○
低炭素建築物（適合証・通知書）		○			
性能証明書	○	○		○	○